


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市家族介護慰労金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱について				
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>介護保険法の一部改正に伴う引用条項にずれ等が生じたため、東大和市家族介護慰労金支給事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正事項</p> <p>① 第2条第1号イ中「第7条第5項」を「第8条第1項」に改め、「居宅サービス」の次に「、同条第14項に規定する地域密着型サービス」を加え、「同条第20項」を「同条第26項」に、「同条第13項」を「同条第9項」に、「同条第14項」を「同条第10項」に改める。</p> <p>② 第4条に「ただし、当該申請書に添付する書類により証明すべき事項について市長が公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。」を加える。</p> <p>③ 第1号様式(裏)中「(注) 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族である者の記名押印は必要ありません。」を削る。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行するものとする。</p> <p>(3) 影響及び効果 要綱の内容を現行法規等に適合させることにより、事務を適正に執行できる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成13年5月 東大和市家族介護慰労金支給事業実施要綱(市長決裁) 文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。